6年弁護士出前授業　いじめについて考える 10/4

みんなの違いを認め合おう　　いじめにちいさな NO!を

胸に金色の弁護士バッチをつけて、福井弁護士会の 3 人の弁護士さんが6年生に「いじめについて考える」授業をしてくださいました。いじめはだめと法律で決められています。それは、憲法で保障されている「人権」を傷つけることだからです。弁護士さんからはっきり、いじめは許されないという説明がありました。そのあと、あるクラスで起こった一つのいじめを例にした話し合いがありました。

「友達二人のちょっとしたけんかから、A さんは親友の B さんに暴力をふるったという噂が広がります。そして、C さんが A さんを無視しようとクラスのみんなに呼びかけ、A さんが孤立していきました。A さんは大変つらい思いをしていましたが、表面上は明るく振る舞っていました・・・」

① 誰が誰に何をしたことがいじめなのでしょう。

② 起こってしまったいじめを、B さん、C さん、クラスの人はどう解決したらよいでしょう。

いろいろな意見が出ました。弁護士さんは「いじめは集団の問題」「加害者や被害者だけでなく、一緒に無視をしてしまった観衆、いじめを知っていて何もしない傍観者がいじめを認めてしまう行動小さなyesとなり、いじめを深刻にしてしまう。無視をしない、噂を広めないなどの行動や、Aさんが困っているよと先生に相談する、家族でクラスの中の心配事を話してみるなどのちいさなNoがたくさんあるクラスはいじめが解決していくこと。」そして、「いじめが起こらないために人権を傷つけない、一人一人の違いを理解し認め合うことも とても大切だ。」と教えてくださいました。今日は、いじめについてみんなで話し合い、考える貴重な授業となりました。